

第152号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
(選挙人名簿管理システム標準化に係るコンサルティング業務委託 一式) . . . . . 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 . . . . . 5

# 調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和4年12月20日

契約事務受任者 横浜市選挙管理委員会事務局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
選挙人名簿管理システム標準化に係るコンサルティング業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課（横浜市庁舎）ほか

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「316：コンピュータ業務」の細目「F：システム調査・企画」又は「320：各種調査企画」の細目「B：コンサルティング（建設コンサルタント等を除く）」の登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目及び細目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和5年1月10日（火）から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において標準化の対象と位置付けられた20業務（※）のいずれかについて、国、本市又は他都市の業務システムの開発、保守、運用支援、プロジェクト管理、調達支援等の委託業務を実施した実績があること。  
※20業務：住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第2号又は第3号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和5年1月10日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
- (3) 提出先（次号に掲げるものを除く。）  
メールアドレス：[sk-web@city.yokohama.jp](mailto:sk-web@city.yokohama.jp)  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課（横浜市庁舎17階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

- 
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課（横浜市庁舎17階）  
電話 045(671)3336（直通）
- 4 提案書の提出者の資格の喪失  
提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。  
(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。  
(2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。
- 5 提案書に必要な書類を示す場所等  
本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。
- 6 提案書作成要領等の交付方法等  
横浜市ホームページの各区局発注（選挙管理委員会事務局）ホームページよりダウンロード可能。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/itaku/senkyo/>  
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。  
(1) 貸出期間  
公告日から令和5年1月18日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）  
(2) 貸出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課（横浜市庁舎17階）  
電話 045(671)3336（直通）
- 7 提案書の提出場所及び提出期限  
(1) 提出期限  
ア 電子メールによる提案書の提出  
令和5年2月8日午後5時（提案書締切）  
イ 郵送又は持参による提案書の提出  
データ容量等の理由により、メールでの提案書の提出が困難な場合には、郵送又は持参により、令和5年2月8日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。  
(2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。  
(3) 提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市選挙管理委員会事務局選挙課（横浜市庁舎17階）  
電話 045(671)3336（直通）
- 8 提案書の無効  
次の提案書は、無効とする。  
(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書  
(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした提案書  
(3) 第7項第1号に定める日時までに提出されない又は提出場所の所在地に到着しない提案書  
(4) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書
- 9 受託候補者の特定のための評価基準  
(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング  
提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市へ提案についての説明及び質疑応答）を行う。  
(2) 受託候補者の特定のための評価基準  
「選挙人名簿管理システム標準化に係るコンサルティング業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。
- 10 その他
-

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経費負担  
提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の取扱い  
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (4) 契約締結の交渉  
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (5) 契約の条件  
この契約は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。
- (6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of consulting services related to standardization of electoral roll management system
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 10 January, 2023 (Japan Standard Time)  
\*For details, see the Proposal preparation procedure
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 8 February, 2023 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Election Administration Commission Secretariat Election Administration Division, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045 (671) 3336

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和4年12月20日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	令和4年度確定申告書情報等管理システムASPサービス提供業務(令和5年度定期課税用)一式	財政局主税部税務課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年9月14日	株式会社インテック 公共ソリューション営業部 東京都江東区豊洲2丁目2番1号 豊洲ベイサイドクロスタワー	8,910,000	一般競争入札	令和4年7月26日	—	財政局長
2	車両動態位置管理システム更新業務委託	消防局総務部総務課 保土ヶ谷区川辺町2番地9	令和4年11月29日	日本電気株式会社 奈川支社 西区みなとみらい二丁目3番5号	56,870,000	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号	消防局長
3	グリーンライン電力管理システム部分更新委託一式	交通局経営管理部経営管理課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年10月11日	株式会社日立製作所 横浜支店 西区高島一丁目2番2号	249,700,000	随意契約	—	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	交通局長